事業事前評価表

国際協力機構

ガバナンス・平和構築部　ジェンダー平等・貧困削減推進室

1．案件名（国名）

国　名：　バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名：（和名）包摂的リスク緩和・マイクロ保険プロジェクト

（英名）The Project for Inclusive Risk Mitigation and Micro Insurance

2．事業の背景と必要性

（１）　当該国における低所得層向け、特に女性向けのリスク軽減・保険サービスの現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュは気候変動の影響を受けやすく、近年では 2024 年に発生した大型サイクロンの影響で約 375 万人が被災する等、世界で最も気候変動に脆弱な国の一つとされており[1]、自然災害は同国低所得層に対する大規模なダウンサイドリスクである。同国の低所得層はリスク対応に際し、マイクロファイナンス機関（Micro Finance Institutions、以下「MFIs」）、インフォーマルレンダー[2]、親族等からの借り入れ等で対応しているが、これらの事後的な対応策では不十分かつ不安定であり[3]、将来のリスクに備える手段としての保険サービスへの低所得層のアクセスは非常に限られている。保険開発規制局（Insurance Development and Regulatory Authority、以下「IDRA」）が公表する年次データ（2024-2025）によれば、同国の 2024 年保険浸透率は GDP 比の約 0.36%[4]に留まっており、貯蓄・融資・送金といった他の金融サービスと比較して、保険は低所得層への普及が著しく遅れている分野である[5]。他方、低所得層は災害リスクの高い立地に居住し、健康リスクも相対的に高く、一度のショックが資産の売却や高利借入を通じて長期的な貧困の罠に直結するため、本来最も保険を必要とする層である。すなわち保険は、最も必要とする層に最も届いていない金融サービスであり、この構造的なギャップの背景には、①サービス提供側に、低所得層へのサービス提供が高リスク・高コストになるため忌避感があること、②サービス需要側の問題として、保険知識・理解の不足や保険料の支払い能力の問題があること、③低所得層向けの小口のマイクロ保険提供にかかる政策、制度、規制が十分に整備されていないことがあげられる。特に、農村の女性はリスクに対しより脆弱であるにもかかわらず、相対的に低い識字率・教育レベルの問題から保険理解が難しい、資産や収入が少なく支払い能力が低い、政策・制度機関や保険提供組織が男性中心であるがために女性のニーズに基づいた保険サービスの開発・提供が遅れている等の理由により、更に保険サービスの利用が難しい状況に置かれている。こうした中、低所得層、特に女性の気候変動を含むリスクへの対応力を強化するため、低所得層向

[1] Bangladesh Country Profile - March 2026, Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (2026)

[2] インフォーマルレンダーとは、正式な金融機関として金融監督庁等の規制監督下にない高利貸や街金等の金融機関等を指す。

[3] JICA『金融包摂に係る情報収集・確認調査』最終報告書（Financial Inclusion for Disaster and Climate Resilient Households and Communities, InM, 2017 年 9 月）

[4] 保険開発規制局 2024-2025 年次報告書 表 1、p.8 （IDRA Annual Report 2024-2025 Table 1, p.8

[5] Inclusive insurance and risk financing in Bangladesh Snapshot and way forward 2024 (UNDP, 2024)

けの小口のマイクロ保険という金融サービスに加え、保険教育等非金融サービスも含めた包括的なリスク軽減サービスの開発、提供促進を官民協働で行っていくことは急務である。

バングラデシュでは、政府の中期開発計画である「第 8 次五カ年計画（2020-2025）」において「包摂的成長（prosperity for all）」の実現と雇用創出・貧困削減が中核目標とされている。同計画では、ジェンダー平等の推進が横断的課題として位置づけられ、「女性の経済的エンパワメントの強化」や「金融サービスへのアクセス拡大」が明記されている。さらに、気候変動への対応については「バングラデシュ・デルタ計画 2100（Bangladesh Delta Plan 2100）」が長期戦略として策定され、「気候レジリエンスの強化」が国家的な開発課題として明示されている。両政策の中で貧困層、特に女性は、低所得でありかつ災害リスクに最も脆弱であり、従来の保険制度では十分に対応できていないことが指摘されている。加えて、2026 年 2 月に発足した現政権が策定した「改革と開発のための 5 カ年戦略枠組み（2026 年 7 月～2031 年 6 月）」[6]は、「すべての人々への質の高い教育と保健医療」「普遍的な社会保護」「生活・自然・環境・水資源の管理」を含む、10 の包括的な国家目標を定めている。本事業は、低所得層の社会福祉、気候変動適応、及びジェンダー包摂性という観点から、これら国家目標に合致している。

本案件は、マイクロファイナンス機関（MFIs）に対して資金供与及び能力強化支援を行う財務省傘下の中核支援機関であるポリ・コールモー・ショハヨーコ基金（Palli Karma-Sahayak Foundation、以下「PKSF」）と、長年農村の女性に小口融資他を提供することで、生計の安定と改善を支えてきた PKSF のパートナーMFIs（以下、PKSF の用語に従い、「POs」[7]と略称する）との協働を通じ、気候変動リスクの高い地域に生活する者を含め低所得層、特に女性向けにマイクロ保険を含めた包括的リスク軽減サービス提供を促進するものである。気候災害の激甚化は POs の貸倒れリスクを高めてその経営基盤を損ない、ひいては MFIs への資金卸売を担う PKSF の基盤にも波及するため、リスク軽減サービスの拡充は、PKSF にとって社会的ミッションの遂行と組織の財務的持続性の確保の双方に資する取り組みであり、同機関の戦略計画（2025-2030）[8]においてもリスク軽減サービスは中核的な柱として位置づけられている。2019 年から 2025 年に実施された JICA 技術協力プロジェクト「金融包摂強化プロジェクト」（Inclusive Risk Mitigation Program for Sustainable Poverty Reduction、以下「IRMP」）ではリスク軽減サービス「シュロッカ・サービス」（Surakkha Service、以下、「SS」：シュロッカとは「防護」等の意味）を開発した。本案件は SS の改善や拡大、マイクロ保険に関する制度化に向けたロードマップ策定を行うことを想定しており、国家の開発計画及び政策優先事項に合致する極めて重要な取り組みである。

（２）バングラデシュに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

我が国の 2018 年度対バングラデシュ国別開発協力方針では、「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」と「社会脆弱性の克服」を重点分野としている。また

[6] The Five Year Strategic Framework for Reform and Development (July 2026 – June 2031)
[7] POs は、「Partner Organizations」の略称である。
[8] Strategic Plan 2025-2030 Financing Inclusive Growth (PKSF, 2025)

社会脆弱性の克服の中では、防災・気候変動対策及び農村部の生活環境改善・生計向上に資する支援を行うとしている。「JCAP 国別分析ペーパー」（2023 年 3 月）でも、分野横断課題として「気候変動対策」及び「ジェンダー主流化」を重視するとともに、「地方開発プログラム」及び「防災・気候変動対策強化プログラム」を協力プログラムとして位置づけている。また、JICA ではグローバルアジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」のもとにジェンダーをセクター横断的に取り組む事項と位置づけ、さらに、そのうちの一つのクラスターとして、少女や女性のニーズに即した利便性の高い商品・サービスの開発提供促進を含む「ジェンダースマートビジネス振興クラスター戦略（Gender Smart Business、以下「GSB」）が立てられている。

こうした協力方針を踏まえ、IRMP ではバングラデシュ沿岸部のサイクロン頻発地域の低所得層、特に女性を対象にした簡易、安価、安心なインデックス型のサイクロン・シュロッカ（Cyclone Surakkha、以下「CS」）、保健、家屋、保険加入者の死亡等に対するリスク軽減サービスの SS、さらにリスク・保険教育を組み込んだ包括的リスク軽減サービスが POs を通じてパイロットで開発・提供され、さらにプロジェクト終了後の方針案をまとめた「ディスカッションペーパー」（Discussion Paper、以下「DP」）も作成された。SS は、7 つの POs の 14 支店を対象に実施され、プロジェクト終了時点で推定 2 万 3 千人が加入し、うち 9 割以上を女性が占めていると考えられる。プロジェクト終了後、PKSF は POs との連携を通じて提供する「予防的ヘルスケアプログラム」（Preventive Health Care Program、以下「PHCP」）に CS を除いた SS に係るサービスを組み込んで運用している。PHCP は、IRMP 実施時（7POs・14 支店）から大幅に拡大した 39 の POs、454 支店で運用されており、支店数ベースでは IRMP 実施時（7POs・14 支店）の約 32 倍の規模に達しているため、IRMP の成果が持続的に拡大する可能性がある。

総じて、本案件は、社会脆弱性の克服、気候変動対策、そしてジェンダー平等推進という同国への協力方針と合致するものであり、IRMP での実積を踏まえ、リスクに脆弱な低所得層、特に女性を対象としたリスク軽減サービスの拡充、そのインパクトの拡大に向けた体制整備づくりを後押しするものである。

（３） 他の援助機関の対応

PKSF は、アジア開発銀行が支援した Developing Inclusive Insurance Sector Project（2014 年まで）において開発された家畜保険を有しており、IRMP の SS にも取り入れられている。[9]その後、スイス開発協力庁（Swiss Agency for Development and Cooperation、以下「SDC」）が、2017 年に Bangladesh Microinsurance Market Development Project (以下、「BMMDP」) を開始、2023 年からは Phase II （2023-2027）に入っており、家畜保険に加えて、穀物保険も対象にしたアプローチを行っている。

Korean International Cooperation Agency（KOICA）が資金提供し、World Food Program（WFP）と国際 NGO である Oxfam が実施した Climate Risk Insurance Project では、インデックス型洪水保険のパイロット事業が展開された。その成果を踏まえ、ダッカ大学は 2024

[9] DIISP - Palli Karma-Sahayak Foundation (PKSF)

年 12 月から 2025 年 1 月にかけて気候リスク保険に関する短期研修を実施し、その知見の普及と人材育成に取り組んだ。その後、国連開発計画（United Nations Development Programme、以下「UNDP」）は、ダッカ大学と連携し、包摂的保険の設計・提供を担う専門人材の育成を目的として、「International Certification in Inclusive Insurance」を 2026 年 5 月に創設した。

３．事業概要

（１） 事業目的

本事業は、バングラデシュにおける低所得層、特に女性のリスク対応力強化のため、マイクロ保険とリスク・保険教育等を組み合わせた包括的リスク軽減サービスの試行的提供、関係機関の組織能力強化及び関連する規制・制度に係るロードマップ作成を行うことによる包括的リスク軽減サービスの持続的拡充と普及を目指すものである。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

バングラデシュの全管区（一部活動は特定の地域、特定の POs を選定する。）

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：PKSF プロジェクト担当部局 General Service Department, Special Program-Social 及び POs の担当者

間接受益者：PKSF の他部局、プロジェクト参加以外の PKSF の POs、金融機関局（Financial Institutions Division、以下「FID」）、マイクロクレジット規制庁（Microcredit Regulatory Authority、以下「MRA」）、IDRA

最終裨益者：PKSF のサービスを受ける低所得層、特に、女性

（４） 総事業費（日本側）

3.8 億円

（５） 事業実施期間（予定）

2027 年 1 月～2029 年 12 月を予定（計 36 カ月）

（６） 事業実施体制

実施機関：PKSF

（７） 投入（インプット）

１）日本側

① 専門家派遣：（総括/リスク軽減サービス、保険業務、ジェンダー、政策・制度、研修企画/業務調整）

② 国内研修、第三国研修、本邦研修：（マイクロ保険に係る規制及び制度、必要に応

じて）
③　機材供与：（その他必要機材、必要に応じて）
④　現地再委託

２）バングラデシュ国側
①　カウンターパートの配置
②　国内におけるプロジェクト業務のための、バングラデシュ側プロジェクト・チームの旅費
③　技術協力に関連する利用可能なデータ（地図及び写真を含む）並びに情報。

３）その他
特になし。

（８）　他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
１）我が国の援助活動
2.(1)及び 2.(2)のとおり

２）他の開発協力機関等の援助活動
世界銀行が 2025 年 12 月に追加融資を決定した Recovery and Advancement of Informal Sector Employment（以下「RAISE」）は、PKSF を実施機関とする起業及び雇用創出支援事業であり、PKSF は IRMP も参考にリスク削減の要素を取り込むことも検討している。
UNDP は、IDRA と連携し、マイクロ保険規制枠組み（National Microinsurance Regulatory Framework）の策定を目的とした「マイクロ保険規制枠組み開発イニシアチブ（Development of Microinsurance Regulatory Framework Initiative）」を進めている[10]。本プロジェクトの成果 6（包括的リスク軽減サービスの制度化に向けたロードマップ策定）の方向性に重なりがあり、極めて重要なインパクトを与えると考えるため継続的にフォロー、連携をしていく。

（９）　環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
１）環境社会配慮
① カテゴリ分類：C
② カテゴリ分類の根拠：
「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最低限であると判断されるため、カテゴリ C に該当する。

[10] Towards a Microinsurance Framework to Protect Vulnerable Communities from Climate and Economic Shocks | United Nations Development Programme

２）横断的事項：

【気候変動】
本事業は、気候変動の影響を受けやすいバングラデシュ国内の低所得者層を対象に、サイクロン・洪水等の気候変動関連リスクに対応するマイクロ保険、包括的リスク軽減サービスの開発・普及を成果としているため、気候変動への適応に資する可能性がある。また、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。

【障害配慮】
本事業が連携する PHCP は、対象の優先群として高齢者及び障害者を含めており、本事業を通じた PHCP とのサービス連携強化は、障害者を含む脆弱層への裨益にも資することが想定される。

【人々の幸福（Human Wellbeing）】
本事業が改善・拡充を図る SS には、出産・手術・入院に係る医療費を補償するヘルス・シュロッカ（Health Surakkha）が含まれる。これにより、対象受益者が経済的負担を理由に医療機会を逃すことを防ぎ、受益者の身体的に良好な状態の確保に資することが想定される。

【貧困対策】
本事業はバングラデシュにおける低所得層、特に、女性のリスク軽減を目指すプロジェクトであり、プロジェクト効果は貧困層へ直接的に裨益するため、「貧困対策案件」に分類される。

３）ジェンダー分類：
【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」
バングラデシュにおける農村女性は、所得・資産、保険知識等の制約により保険へのアクセスが限定され、女性のニーズを反映したリスク軽減サービスの開発・提供が十分に進んでいないなどジェンダーに基づく課題がある。それに対し本事業では、女性メンバーのニーズ及びサービスへのアクセス上の課題を把握し、女性対応型サービスの改善、PKSF・PO 職員への実践的なジェンダー研修、リスク・保険教育を実施することで、女性メンバー及び実施側の行動変容を促進するため。

（１０）その他特記事項
無し。

4．事業の枠組み

（1） 上位目標:

気候変動リスクを含む様々なリスクに脆弱な低所得層―特に女性メンバー ―を対象に、成果 6 で策定されたロードマップに基づき、包括的リスク軽減サービスの提供及び利用が拡大される。

指標及び目標値：

- ロードマップに基づき、包括的リスク軽減サービスを利用する世帯／人数が、プロジェクト完了後 3 年以内に XX%増加、または YY に達する（女性受益者の数及び割合も併せて測定）。
- ロードマップに基づき、包括的リスク軽減サービスを提供する POs の数が、プロジェクト完了後 3 年以内に XX%増加、または YY に達する（地理的カバレッジを補足データとする）。
- ロードマップのアクションプランに設定された主要マイルストーンのうち、XX%がプロジェクト完了後 3 年以内に予定どおり達成される。

（2） プロジェクト目標：

(a)対象層による本サービスの利用の増加及び効果的な活用、並びに(b)本サービスの制度化に向けた明確な道筋の確立を通じて、相互扶助型包括的リスク軽減サービスの持続的な提供及び活用の見通しが強化される。

指標及び目標値：

1. 成果 6 の下で策定されたリスク軽減サービス拡大に向けたロードマップが、関係者間で合意される。
2. プロジェクトで開発された SS、CS 及び災害マイクロ保険への加入者数の合計が、プロジェクト終了時までに XX に達する（ジェンダー別データにより裏付け）。
3. SS、CS、災害マイクロ保険それぞれのサービス継続率／定着率が、それぞれ XX%、YY%、ZZ%を上回る水準で維持される。
4. 加入メンバーと非加入者との間で、ショックへの対処能力及び／又は行動に差異が見られる（測定のための具体的パラメータは[年]までに決定される）。

（3） 成果：

成果 1：現行の SS が改善及び拡充される。*CS はシュロッカ・サービスの対象外。**PHCP に基づく SS の構成要素も、本アウトプットの対象に含まれる。

成果 2：CS が改善されるとともに、新たな災害マイクロ保険が開発され、パイロット地域において提供される。*PHCP 実施地域の一部が、相乗効果を狙ったパイロットサイトとして想定される。

成果 3：マイクロ保険の開発、提供及び管理に係る PKSF 及び POs の組織能力が強化される。

成果 4：女性メンバー向けサービスのアクセス性、質及び効果を改善するため、PKSF 及

び POs の組織能力が強化され、これによりメンバーの満足度及び組織に対する信頼性が向上する。

成果 5：低所得層（特に女性）の間で、保険を含むリスク及びリスク軽減策に関する認識・理解が促進されるとともに、「ナッジ・アプローチ」[11]を通じた行動変容が促進される。

成果 6：低所得層、特に女性を対象とした包括的リスク軽減サービスの制度化に向けたロードマップが承認される。当該ロードマップには、共済型組織（MBA）又はその他の適切な組織形態を確立するための制度改革の方向性及び具体的な行動計画が含まれる。

（４） 主な活動：

（成果 1）現行の SS が改善及び拡充される。

*CS はシュロッカ・サービスの対象外。

**PHCP に基づく SS の構成要素も、本アウトプットの対象に含まれる。

1-1. 対象地域における住民、特に女性のニーズ、状況及びリスクに対する理解・対処実践に十分配慮しつつ、現行の SS 提供状況の評価が実施される。

1-2. 集中的な支援・モニタリングの対象として、PHCP の一部支店が選定される。

1-3. 1-1 及び 1-2 の結果に基づき、より包摂的で女性に配慮した、効果的な方向性で SS を改善するための改善策が提案される。＊成果 4 の一部活動の結果もここに反映される。

1-4. 1-3 に基づき、継続的な改善を伴いながら、改善された SS が対象住民に提供される。

1-5. SS の提供状況が集中的にモニタリング・評価され、SS の継続的な改善及び展開に活かされる（1-4 及び 1-6 に還元される）。

1-6. サービス提供の継続及び今後の発展のため、SS ガイドライン及びその他の関連参考資料が改訂又は新規に作成される。

（成果 2）CS が改善されるとともに、新たな災害マイクロ保険が開発され、パイロット地域において提供される。

*PHCP 実施地域の一部が、相乗効果を狙ったパイロットサイトとして想定される。

2-1. 災害マイクロ保険のあらゆる実施スキームの可能性を検討するため、実行可能性調査が実施される。

2-2. メンバーの災害マイクロ保険に対するニーズと、実際の対処行動との間のギャップを特定するためのニーズ調査が実施される。

2-3. 対応する気候変動関連災害の種類、パイロット地域、パイロット参加 POs 及び支店、並びに必要に応じてその他関係機関が決定される。

2-4. 改善された CS を含む、選定された災害に対応する新規マイクロ保険のプロトタ

[11] 行動科学の知見を活用し、人々の選択の自由を維持したまま、選択肢の提示方法や意思決定環境（choice architecture）を工夫することで、望ましい行動を自発的に促す手法である。

イプ開発の準備（データ収集・分析、組織間調整等）が実施される。

2-5. 改善された CS を含む新規災害マイクロ保険のプロトタイプが設計され、それぞれのガイドラインが策定される。

2-6. 開発・修正されたサービス運営について、PKSF 及び POs のスタッフ・マネジメント、並びに必要に応じてその他関係者に対する研修が実施され、その過程でパイロットテスト計画が策定される。

2-7. 改善点を特定するため、プロトタイプのテストが実施される。

2-8. 新規マイクロ保険のリリースに向け、研修並びに商品設計、提供、データフロー及び調整に関する修正が行われる。

2-9. 改善された CS 及び新規開発された災害マイクロ保険の提供状況が定期的にモニタリング・評価され、継続的な改善及び展開に活かされる。

2-10. ロールアウトに向け、ガイドライン及びその他の関連参考資料が最終化される。

（成果 3）SS の継続的な改善及びスケールアップを図るため、マイクロ保険を含むリスク軽減サービスの開発・提供・管理に関する PKSF 及び POs の組織能力が強化される。

3-1. マイクロ保険管理に関する PKSF 及び POs スタッフの知識・スキル、マイクロ保険の財務的持続可能性、並びにデータに基づく運営について、組織診断が実施される。

3-2. マイクロ保険の設計、管理及び提供における PKSF 及び POs スタッフの能力開発のための改善策が提案される。

3-3. マイクロ保険の財務的持続可能性を確保するための改善策が提案される。

3-4. マイクロ保険の設計、運営及び効果の継続的な改善のため、データに基づく運営を強化する改善策が提案される。

3-5. 活動 3-2、3-3 及び 3-4 で提案された改善策が実施される。

3-6. 持続的な効果を生み出すため、提案された改善策の実施プロセスが定期的にモニタリングされ、プロセスの改善が図られる。

3-7. 今後のマイクロ保険運営のため、参考資料及びツールが作成され、継続的に更新される。

（成果 4）女性メンバーに対するサービスのアクセシビリティ、質及び有効性を向上させ、ひいては顧客満足度と組織の信頼性を高めるため、PKSF 及び POs の組織能力が強化される。

4-1. 女性メンバーに対するサービスのアクセス性、利用しやすさ及び効果に関する評価が実施される。これには、運営上のボトルネック、グッドプラクティス、及び女性メンバーに効果的に対応するスタッフの能力に影響する要因の特定が含まれる。

4-2. 活動 4-1 で実施された評価に基づき、改善策が提案される。

4-3. PKSF 及び POs スタッフに対する研修を含む、提案された改善策の実施準備が行

われる。

4-4. 提案された改善策に基づく活動が実施される。

4-5. 持続的な効果を生み出すため、提案された改善策の実施プロセスが定期的にモニタリングされ、プロセスの改善が図られる。

4-6. メンバーの満足度調査が実施される。

4-7. 活動 4-1 から 4-6 までの結果が取りまとめられ、持続的な活用及び継続的な改善のための素案資料及び／又は潜在的なツールに反映される。

（成果 5）パイロット地域において、気候変動リスクを含む様々なリスク及び保険を含むリスク軽減手段に関する認識・理解を向上させるとともに、「ナッジ・アプローチ」を通じた行動変容が、低所得層（特に女性）の間で促進される。

5-1. POs メンバーのリスク軽減策に関する知識の現状を把握するため、状況評価が実施される。

5-2. 5-1 に基づき、「ナッジ」アプローチの検討を含む、リスク及びリスク軽減策に関する住民（特に女性）の認識向上、理解促進及び行動変容を促す改善策が提案される。

5-3. 提案された改善策（教材開発、POs 職員向け ToT、POs メンバー向け研修等）が実施される。

5-4. 継続的な改善のため、提案された改善策の実施が運営面・効果面の両方から定期的にモニタリング・評価される。＊各セッションにおいて事前・事後調査が実施される。

5-5. SS を含むリスク及びリスク軽減実践に関する住民（特に女性）の継続的な教育及び行動変容の促進のため、研修その他の関連資料・ツールが定期的に更新される。

（成果 6）低所得層、特に女性を対象とした包摂的リスク軽減サービスの制度化に向けたロードマップが承認される。当該ロードマップには、共済型組織（MBA）又はその他の適切な組織形態を確立するための制度改革の方向性及び具体的な行動計画が含まれる。

6-1. 関係者（FID、IDRA、MRA、UNDP 等）との情報交換が行われる。

6-2. ワーキンググループの仕様書が作成される。

6-3. ロードマップ策定のためのワーキンググループが設立される（必要に応じ、外部専門家及び規制当局を含む）。

6-4. MBA 型組織又はその他の組織形態の制度化に向けた課題が特定・分析される。

6-5. PKSF 及び関係機関により、MBA 型スキーム又はその他の組織形態の制度化に向けた戦略的方向性が決定される。

6-6. 6-5 で決定された方向性に沿って、ロードマップの素案が作成される。

6-7. 参加機関の役割・責任が定義され、ロードマップ達成に向けたアクションプラン

が策定される。

6-8. ロードマップが最終化され、今後の措置・行動に向けてPKSFにより承認される。

6-9. ロードマップの実施及び低所得層向けリスク軽減サービスの効果拡大に向けた協働機会を特定するため、戦略的な広報活動が実施される。

５．前提条件・外部条件

（１） 前提条件：

・PKSFによりプロジェクト実施に必要な人員及び組織体制が確保、維持される。

（２） 外部条件：

・バングラデシュの経済状況が、マイクロ保険を含む包括的なリスク軽減サービスの提供と普及を著しく阻害しない。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

（１） 前フェーズ「IRMP」（2019-2025年）の教訓

本事業の前フェーズであるIRMPでは、インデックス型のCSを含む包括的リスク軽減サービスSSがパイロットで開発・提供され、モデルとしての有効性が確認された一方、以下の教訓が得られた。

第一に、災害保険は商品設計上の困難を本質的に内包する。 単年度に複数回サイクロンが襲来した場合、想定支払額が保険料収入を上回りうるほか、被災可能性の高い層に加入が偏る逆選択のリスクも存在する。このため本事業では、成果2において対象災害を客観的データにより被災範囲を特定可能なものに限定した上で（活動2-3）、データ収集・分析に基づく保険数理的検証を経てプロトタイプを設計する（活動2-4、2-5）。

第二に、SSの普及は、POsの支店とメンバーとの間に長年培われた信頼関係に支えられた。 他方、保険商品そのものに対する警戒感は依然として強い。このため成果5では、リスク・保険教育に加え、ナッジ・アプローチによる行動変容の促進を図るとともに、成果3及び4においてサービス提供体制の改善を通じて信頼の基盤を強化する。

第三に、IRMP 以降、蓄積されているデータは保険金支払いに関するものが中心であり、商品設計の見直しに必要な加入・解約・被災履歴等のデータが十分に収集されていない。このため成果 3 では、データに基づく運営を強化するための改善策を提案・実施し（活動 3-5）、成果1・2のモニタリングと接続する。

（２） ホンジュラス国「金融包摂を通じたCCT受給者世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」

同国の最貧困層に対し、生計向上研修や家計管理研修等の非金融サービスと、金融機関による最貧困層向けの預金・融資等の金融サービスを提供し、これらの相乗効果による最貧困からの卒業を目指している。家計管理研修が預金金額の増加に効果的である等、明確なインパクトも検証されており、本事業成果 1 及び 2 で行われるリスク軽減のための金融及び非金融サービスの適切な組み合わせの検証では、これらの成果も念頭に活動を計画・実施する。

７．評価結果

本事業は、バングラデシュの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の必要性は高い。

８．今後の評価計画

（１） 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)～(3)のとおり。なお、具体的な目標値についてはプロジェクト開始後に実施機関との協議を通じて決定する。

（２） 今後の評価スケジュール

事業完了時　　完了時評価

（３） 実施中モニタリング計画

6 か月ごとの半期報告・レビューの実施

以上